

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

|  |   |  |
|--|---|--|
| 不利益処分名   | 保険料滞納の場合の保険給付の一時差止  |  |
| 根拠法令・条項  | 国民健康保険法第63条の2   |  |
| 所 管 課  | 各区役所 保険年金課  |  |
| 処 分 基 準<br><br>(処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由) | <input checked="" type="radio"/> 設 定      • 設定できない      • 基準を公開できない<br><br>保険者は、保険給付を受けることができる世帯主が災害その他政令で定める特別な事情がないのに保険料を滞納している場合は、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払いを一時差し止めるものとする。 |  |
| 聴聞・弁明の機会の付与の区分                                       | 聴聞又は弁明の別  | • 聴 聞      • 弁 明                                     |
|  | (聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)  | ただし、行政手続法第13条第2項第4号に規定する「金銭の給付を制限する」に該当するため、手続を省略する。 |
|  | 個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項   |  |